

○習志野市給水条例施行規程

昭和49年4月1日
公営企業管理規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、習志野市給水条例(昭和41年条例第45号。以下「条例」という。)第41条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭59企管規程2・平31企管規程3・一部改正)

(給水区域)

第1条の2 習志野市公営企業の設置等に関する条例(昭和49年条例第1号)に規定する給水区域は、別表に掲げる区域とする。

(昭54企管規程3・追加)

(工事の承認申請)

第2条 条例第6条の承認を受けようとする者は、給水装置新設(増設・改造)承認申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる事項を記載して企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称並びに住所及び電話番号
 - (2) 給水装置工事を行う場所
 - (3) 給水装置の種別
 - (4) 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託する者にあつては、当該指定給水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名
 - (5) 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする者にあつては当該土地又は構築物の所有者の同意を得た旨
 - (6) 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあつては当該給水装置の所有者の同意を得た旨
 - (7) 第3項又は第4項の規定により参考図書又は書類を添付しようとする者にあつては、当該参考図書又は書類の名称
 - (8) 給水装置の新設に伴う既存の給水装置の廃止の有無及び廃止しようとする者にあつては、当該給水装置の水栓番号及び給水管の口径
 - (9) 条例第30条の2第1項に規定する給水申込納付金又は条例第30条の3第1項に規定する開発負担金を納付しようとする者にあつては、納付通知書の送付先の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 2 条例第7条の3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書に、給水装置工事(新設・増設・改造)設計・精算書(別記第2号様式)を添えて企業管理者に提出しなければならない。
- 3 給水装置の新設、増設又は改造に伴つて貯水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。
- 4 条例第30条の3第1項に規定する宅地の造成に係る申請の場合にあつては、第1項の申請書にその概要を明らかにした書類を添付しなければならない。

(平9企管規程10・平14企管規程9・平31企管規程3・一部改正)

(工事の変更申請等)

第2条の2 条例第6条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が、当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき又は条例第7条の3の規定により設計審査を受けた者が、当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置新設(増設、改造)変更承認申請書(別記第3号様式)を企業管理者に提出しなければならない。ただし、企業管理者が別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(平9企管規程10・追加、平31企管規程3・一部改正)

(給水装置工事の中止)

第2条の3 条例第6条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が、当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、速やかに給水装置工事中止届(別記第4号様式)を企業管理者に提出しなければならない。

(平9企管規程10・追加、平31企管規程3・一部改正)

(分岐引用者への通知)

(給水装置の構成および付属用具)

第4条 給水装置は、給水管ならびにこれに直結する分水管、止水栓および給水栓をもつて構成する。

第3条 分岐引用されている給水管の所有者は給水装置を改造し、または撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

2 給水装置にはメーター筐、その他の付属用具を備えなければならない。

第5条 削除

(平9企管規程10)

(給水管径の決定)

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して企業管理者が別に定める。

(平9企管規程10・平31企管規程3・一部改正)

(貯水槽の設置等)

第7条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業管理者が別に定める場合には、貯水槽を設けなければならない。

(平9企管規程10・平14企管規程9・平24企管規程4・平31企管規程3・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主管理)

第7条の2 条例第32条の3の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を行うこと。

(平14企管規程9・追加、令元企管規程8・一部改正)

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第8条 条例第7条の2に規定する給水管はダクタイル鋳鉄管、塩化ビニールライニング鋼管、ステンレス鋼管及びポリエチレン管と同等以上とし、給水管及び給水用具の構造及び材質の詳細については、企業管理者が別に定める。

(平9企管規程10・全改、平31企管規程3・一部改正)

(工事検査)

第9条 条例第7条の3の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに工事検査申請書(別記第5号様式)を企業管理者に提出しなければならない。

2 工事検査を受けた者が、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業管理者の検査を受けなければならない。

(平9企管規程10・全改、平31企管規程3・一部改正)

第10条から第14条まで 削除

(平9企管規程10・令6年企管規程6)

(メーターの設置)

第15条 条例第17条第2項に規定するメーターは1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

第16条 条例第17条第2項に規定するメーターの設置の位置は、次の各号に掲げる要件をそなえているものとし当該メーターは水平に設置しなければならない。

(1) メーターの点検が容易に行なうことができること。

(2) 常に乾燥していること。

(3) メーターを損傷するおそれがないこと。

(メーターの管理)

第17条 メーターを設置する場所には点検又は修繕に支障をきたすような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、企業管理者は当該メーターの位置を変更することができる。

(平31企管規程3・一部改正)

(メーターの点検)

第18条 企業管理者は、メーターを点検し、使用水量を計量したときは、速やかにその使用水量を給水を受ける者に通知する。

(平9企管規程10・平31企管規程3・令6企管規程6・一部改正)

(貯水槽に接続する装置)

第19条 条例第17条第3項の規定により市のメーターを設置する貯水槽に接続する装置に係る工事のうちメーターに接続する部分に係る工事(修繕を除く。)は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、企業管理者が別に定める。

(昭52企管規程11・平9企管規程10・平14企管規程9・平31企管規程3・一部改正)

(給水装置等の検査の請求)

第20条 条例第22条第1項の規定により、給水装置、メーターの検査又は供給される水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置等検査請求書(別記第6号様式)を企業管理者に提出するものとする。

2 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 給水装置又はメーターの機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。

(2) 水質については飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(3) その他通常の検査以外で特別の費用を要するとき。

(昭52企管規程11・平9企管規程10・平31企管規程3・令6企管規程6・一部改正)

(料金の納入方法)

第20条の2 使用者は、料金については、企業管理者又は企業管理者の指定した金融機関等(以下「出納取扱金融機関等」という。)に、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、毎月又は隔月に納入しなければならない。ただし、納入期限を過ぎた料金の納入は、払込みの方法により納入しなければならない。

2 使用者は、料金を口座振替の方法で納入する場合は、あらかじめ、指定金融機関等に申し出なければならない。

3 前項の規定により、使用者が料金を口座振替で納入する場合の振替日は、企業管理者が指定した日とする。

4 使用者は、料金を払込みの方法で納入する場合は、本市で作成した納入通知書により、本市又は出納取扱金融機関等に納入しなければならない。

5 使用者が第3項の規定により料金を口座振替の方法で納入する場合は使用者の預金口座から引き落とされた日に、使用者が前項の規定により出納取扱金融機関等に料金を払込みの方法で納入する場合はその出納取扱金融機関等に払い込まれた日に、本市に対する納入がなされたものとみなす。

(平9企管規程2・追加、平31企管規程3・一部改正)

(共同使用の料金計算の特例)

第21条 条例別表第1に規定する専用給水装置を共同して使用している場合(寄宿舍、寮その他これに類する住宅に係るものを除く。以下「共同使用」という。)の料金の計算方法の適用を受けようとする者は、専用給水装置の共同使用申請書(別記第7号様式)に共同住宅居住者名簿(別記第8号様式)を添えて、企業管理者に提出し、企業管理者の承認を受けなければならない。

2 共同使用の料金は、条例第16条に基づき選定された当該共同使用に係る管理人から徴収する。

(平20企管規程8・追加、平31企管規程3・令6企管規程6・一部改正)

(給水申込納付金に係る給水管の口径)

第22条 条例第30条の2第3項の規定により、給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水管の口径は、当該給水装置に設置するメーターの口径と等しい口径の給水管の口径として条例別表第3を適用する。

(平31企管規程3・令元企管規程8・一部改正)

(手数料の納入時期)

第23条 条例第30条の規定による手数料の納入時期については、指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者にあつては、指定給水装置工事事業者指定申請書を提出するときとし、給水装置工事に係る設計審査又は工事検査を受けようとする者にあつては、条例第6条の承認後、本市が認める納期限の日までとする。

2 納入があつた手数料については還付しない。ただし、工事検査手数料については、この限りでない。

(昭52企管規程11・昭59企管規程2・平9企管規程10・一部改正、平20企管規程8・旧第21条繰下、令元企管規程8・一部改正)

(宅地造成事業者の納付金)

第24条 条例第30条の2第5項に規定する納付金相当額は、次に掲げる方法により計算して得た額とする。

(1) 造成宅地の区画数に宅地へ引き込まれるメーターの口径に係る納付金の額を乗じて得た額

- 2 前項の規定により給水申込納付金を納入したときは、習志野市給水申込納付金納入済証を区画数に応じて、宅地造成事業者に交付するものとする。
- 3 前項の規定による習志野市給水申込納付金納入済証は宅地造成事業者が宅地を分譲した者に交付するものとし、その習志野市給水申込納付金納入済証の交付を受けた者が、給水装置申込書に添付した場合は給水申込納付金を徴収しないものとする。ただし、紛失した場合は再交付しないものとする。

第25条 削除

(平31企管規程3)

(給水装置の確認申請)

第26条 条例第33条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書(別記第9号様式)に給水装置工事(新設・増設・改造)設計・精算書を添えて企業管理者に提出しなければならない。

(平9企管規程10・追加、平31企管規程3・令6企管規程6・一部改正)

(届出の様式)

第27条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第16条第1項の届出 管理人選任届(別記第10号様式)
- (2) 条例第19条第1項第2号の届出 用途変更届(別記第11号様式)
- (3) 条例第19条第1項第3号の届出 私設消火栓消防演習使用届(別記第12号様式)
- (4) 条例第19条第1項第4号の届出 消防用使用届(別記第13号様式)
- (5) 条例第19条第2項第1号の届出 給水装置所有者変更届(別記第14号様式)
- (6) 条例第19条第2項第3号の届出 給水装置廃止届(別記第15号様式)

(平9企管規程10・追加、令元企管規程8・令6企管規程6・一部改正)

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業管理者が別に定める。

(昭59企管規程2・一部改正、平9企管規程10・旧第26条繰下、平31企管規程3・令6企管規程6・一部改正)

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年5月31日企管規程第11号)

この規程は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月27日企管規程第3号)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日企管規程第2号)

この規程は、習志野市給水条例の一部を改正する条例(昭和59年条例第14号)の施行の日(昭和59年4月1日)から施行する。

附 則(平成2年3月30日企管規程第10号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日企管規程第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日企管規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の習志野市給水条例施行規程第9条の規程は、平成10年4月1日以後の給水装置工事の申込みに係るものから適用する。
- 3 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の習志野市給水条例施行規程により作成された用紙については、この規程の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成14年3月29日企管規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(習志野市給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の習志野市給水条例施行規程の規定により作成された帳票については、この規程の施行の日以後においても当分の間所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則(平成14年9月27日企管規程第8号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日企管規程第9号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日企管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日企管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の習志野市給水条例施行規程の規定により作成された用紙については、この規程の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成24年3月31日企管規程第4号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日企管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもつて同一の勤務条件により、当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

業務部総務課	業務部企業総務課
工務部建設課	工務部ガス水道建設課
工務部供給課	工務部ガス水道供給課
工務部保安課	工務部ガス水道保安課

附 則(令和元年11月29日企管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日企管規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定により作成された用紙については、この規程の施行の日以後においても当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表(第1条の2)

(平2企管規程10・全改)

習志野市	習志野市の行政区域のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の区域
船橋市	三山一丁目から三山九丁目までの区域
	田喜野井二丁目27番から31番
	習志野四丁目5番から9番
	習志野五丁目の区域

附 則(令和6年6月1日企管規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定により作成された用紙については、この規程の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。